令和２年度第２回女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金募集要領

１．目的

本補助金は、県内企業における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加、仕事と生活の両立につながる優良な取組みに対して支援するものです。

２．補助対象事業者

　 次のいずれにも該当すること

・「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」で、島根県内に本社のある従業員300人以下の企業（ただし、「みなし大企業」は除く）

　　 ・雇用保険適用事業主であること

　 　 ・一般事業主行動計画に複数の取組内容が記載されていること

３．補助金の交付回数

　　　当該補助金は、次に掲げる経費によって区分を設け、過去にいずれかの区分で補助金（しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金を含む）の交付を受けた者は同じ区分で交付を受けることはできません。

① 別表の「施設・設備等整備費」

② 別表の「施設・設備等整備費」以外の経費

※過去に「備品購入費」又は「工事請負費」の交付を受けた場合は、「施設・設備等整備費」以外の経費、「備品購入費」又は「工事請負費」以外の区分で交付を受けた場合は「施設・設備等整備費」の区分についてのみ申請することができます。ただし、採択にあたっては、新規の応募者を優先します。

※①及び②の補助金を合算した額は下記８の補助金額を上限とします。

４．補助対象事業

　　・女性活躍推進法、次世代法に基づく一般事業主行動計画または両法律に基づく一体型の一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組み（事業）

※補助事業の実施にあたっては、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めること。

５．補助対象経費

　 別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの

６．補助対象事業費額（税抜き）

300千円から2,000千円

７．補助率

補助率は次のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

　　　① 小規模企業（※１）及び主たる事業所を中山間地域・離島（※２）に有する中小

　　　　　企業事業主 2/3以内

　　　② ①以外の事業主　1/2以内

（※１）小規模企業 ： 常時雇用する労働者の数が20人以下の企業

（※２）中山間地域・離島 ： 島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第２条に基づく中山間地域

８．補助金額

　　　① 補助率2/3の場合　200千円から1,333千円

　　　② 補助率1/2の場合　150千円から1,000千円

９．事業実施期間

　交付決定の日から令和３年３月３１日まで

10．募集期間

　　　募集開始から**令和２年９月３０日（水）１７時（必着）**

11．応募方法

　　　交付申請書（様式第１号）及び添付書類を、島根県政策企画局女性活躍推進課女性活躍企画推進グループまで郵送または持参により提出してください（様式を含む補助金交付要綱はホームページに掲載しています。）

12．審査、交付決定

申請のあった事業について、必要に応じて個別にヒアリング等を行い審査の上、予算の範囲内において交付決定**（１０月下旬予定）**を行います。

　　　また、審査の過程において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があるとともに、交付決定に当たっては、実施方法などについて条件を付す場合があります。

13．審査項目

審査項目は、概ね次のとおりです。

1. 一般事業主行動計画に記載された課題や目標に対して効果的な事業であるか
2. 社員等の意見や要望が反映された事業であるか
3. 他の企業等に対する波及効果が期待できるか

14．情報公開

　採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。

　　　また、活用事例集の作成をお願いした際には、ご協力をお願いします。

15.確認・重要事項

**別添「留意事項」を必ずご確認の上で応募してください。**

16.申請書類の提出先（問合せ先）

　　　島根県政策企画局女性活躍推進課女性活躍企画推進グループ　担当：今井

　　　　〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

　　　　　TEL：0852-22-5245　FAX：0852-22-6155

　　　　　E-mail：josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 |
| 施設・設備等整備費 | ・施設、設備の工事請負費  ・購入価格５万円以上の物品の購入費 |
| 施設・設備等整備費以外の経費 | ・研修会講師等に係る謝金、旅費(費用弁償部分)　・消耗品費(食糧費は除く)  ・印刷費　・広報料　・事業の実施に係る委託料(工事の設計に係る経費は除く)  ・会場使用料　・研修会等受講料　・その他知事が必要と認める経費(人件費は除く) |